

地域福祉の活動例

1. ふれあい・いきいきサロン

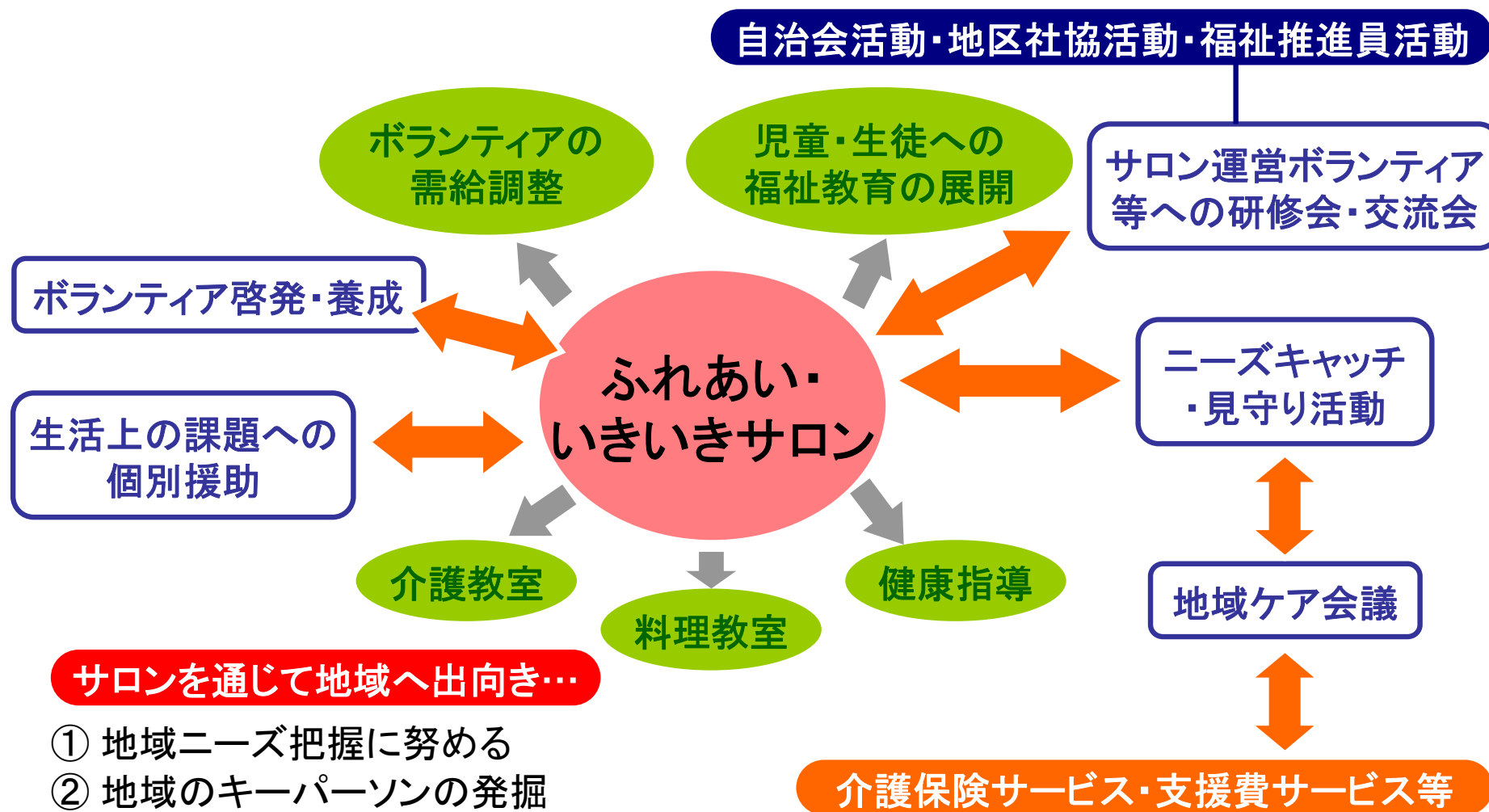
◆ふれあい、いきいきサロンとは

- ①地域の「仲間づくり」「情報交換の場」づくり等を目的としています。
- ②対象はすべての住民（高齢者だけが対象ではなく、障害者、児童等も）です。
- ③身近な小地域を基盤とした活動範囲（日常生活圏（小地域単位）を基盤として）で取り組まれます。
- ④住民による主体的なふれあい活動です。
- ⑤「受け手」も「担い手」もなく、対等な立場で、相互に役割を分担します。

◆ふれあい、いきいきサロンの効果

- ①生活ニーズの早期発見・把握
- ②地域における孤立・閉じこもり防止
- ③社会参加と新たな出会い・人間関係作り
- ④地域づくりの福祉教育
- ⑤生活に役立つ（必要な）情報提供・交換
- ⑥専門職との日常的なつながり
- ⑦地域のキーパーソンの横のつながり
- ⑧日常的な個別支援（見守り）ネットワークへ

◆ふれあい、いきいきサロンを起点とした地域福祉活動の展開イメージ図



サロンを通じて地域へ出向き…

- ① 地域ニーズ把握に努める
- ② 地域のキーパーソンの発掘
- ③ よりよき理解者・協力者を増やしていく
- ④ 住民に地域福祉・福祉のまちづくりに参画してもらう

ふれあい・いきいきサロンは「地域福祉」の構成要素を多様に含んでいます！

◆ふれあい、いきいきサロンの目標

ふれあい・いきいきサロンがめざすもの

①「地域住民の相互の支えあい活動」

小地域福祉活動の4つのしくみ／要支援者を支える“共助”の力

(1)近隣の見守りのしくみ (2)地域での支えあいのしくみ

(3)地域の専門機関との連携のしくみ (4)住民有志の有償サービスによるしくみ

②「福祉コミュニティづくり」

ノーマライゼーション／QOLの実現

◆ふれあい、いきいきサロンから地域生活支援ネットワークへ

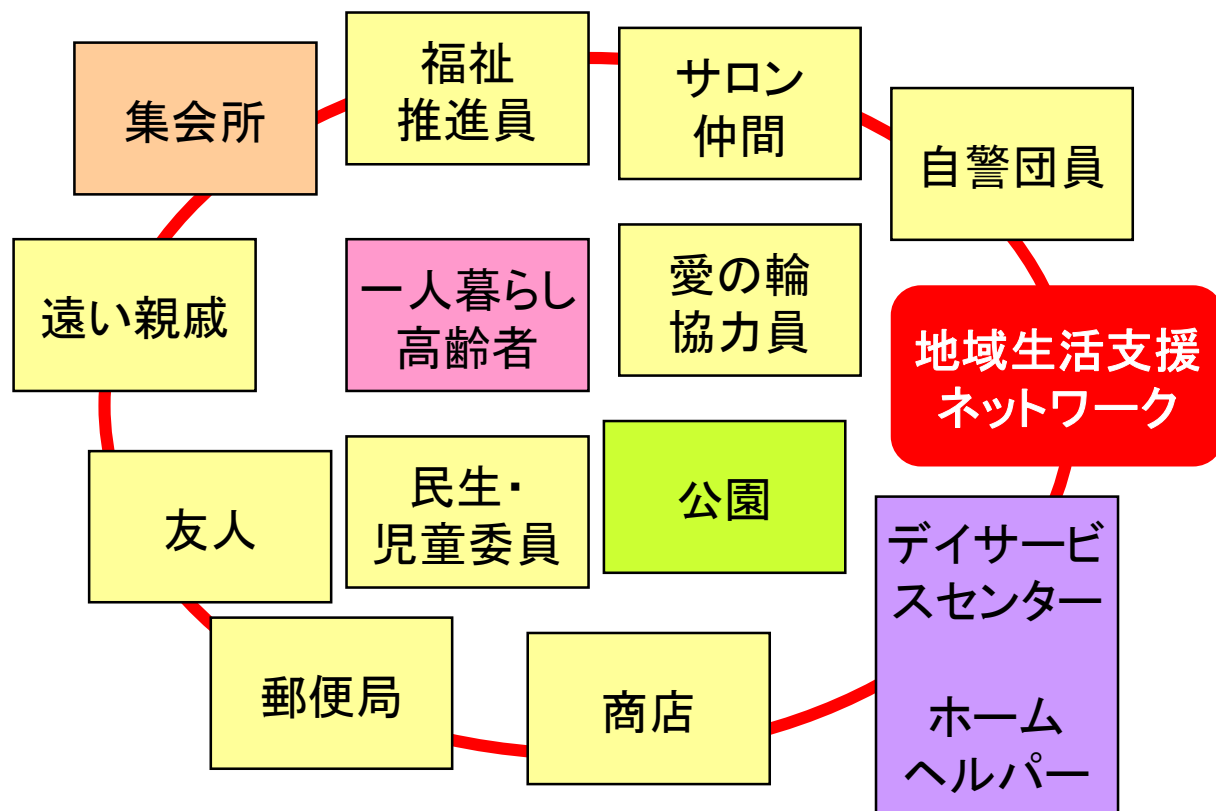


自立している時は、サロンに参画することで、住民自身が誰かの役に立つといった「喜び・生きがいづくり」にもなります。また、近所の人を誘って「閉じこもり防止」にも役立ちます。サロンにはいろいろな人が集まるので「情報交換」にも効果的です。

サロンで培われた人間関係により、自分自身に福祉サービス等の支援が必要になった時は、地域生活支援ネットワークによる日常的な見守り活動等へスムーズに移行できるようになります。

2. 地域の支えあいマップづくり

- ・福祉関係社会福祉協議会は常に地域にどのような要支援者がいるのか把握する必要がある。
- ・住民による福祉活動を展開する場合、要支援者の人数、状態、支援者の把握が必要。
- ・そこで小地域福祉活動の一環として、「支えあいマップ」を創って、要支援者を的確に把握することが必要。



3. 地域通貨

- ・地域の中で安心して暮らしていくためには、住む人同士が支えあうことが必要。
- ・城北地区では「地域通貨」による助け合いの取り組みを行っている。

●城北地区のサービスの例●

家事に関すること

買物、風呂場・台所の掃除、窓拭き、洗濯・洗濯物の始末、アイロンがけなど

子育てに関すること

赤ちゃんを預ける、保育所の送迎、絵本の読み聞かせ、宿題の手伝いなど

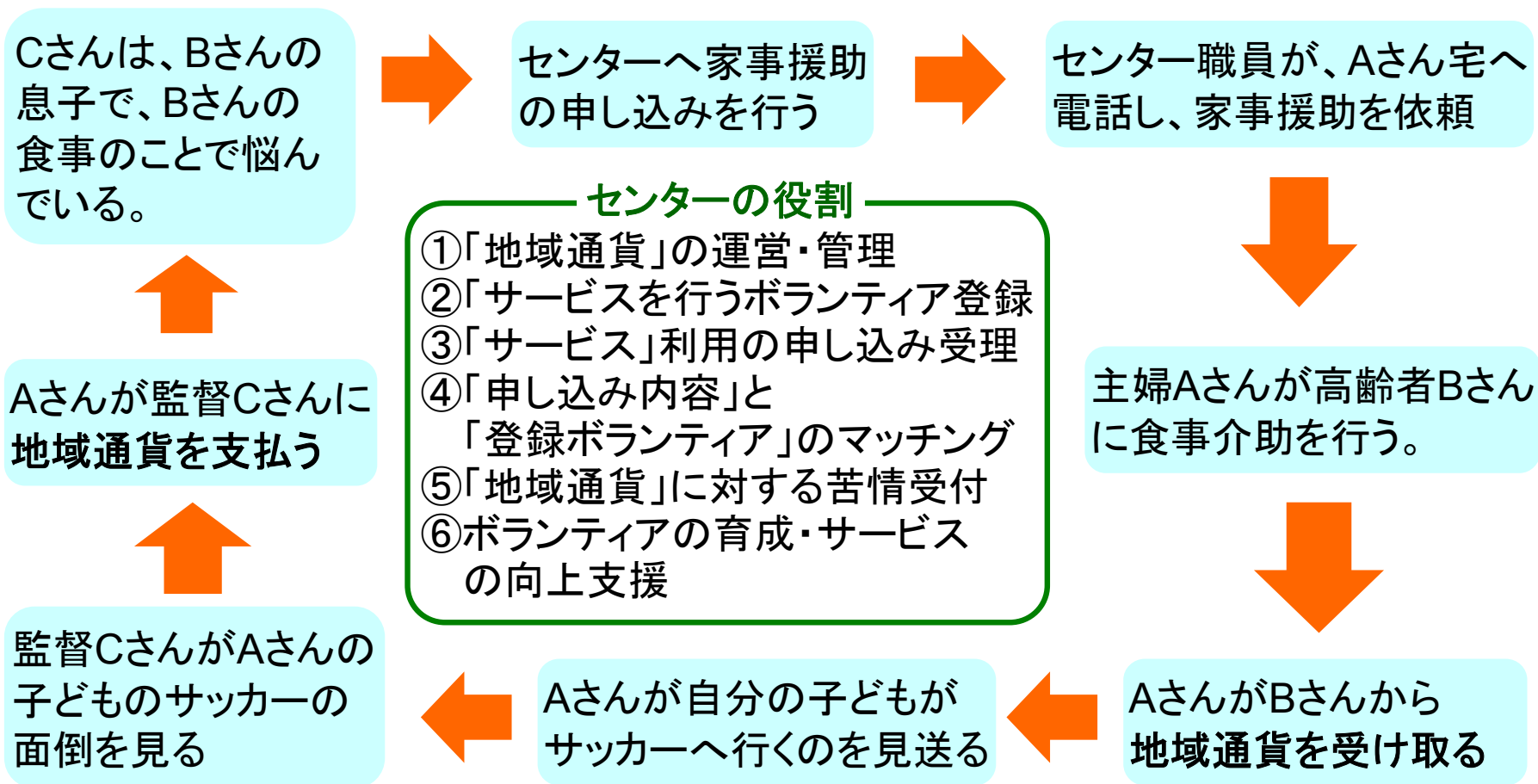
福祉に関すること

病院への付添・介助、車椅子の介助、新聞や本の代読、話し相手・留守番など

その他

庭の手入れ、留守中の新聞保管、雪かき、障子の張替え、棚作りなど

- ・地域の中で安心して暮らしていくためには、住む人同士が支えあうことが必要。
- ・城北地区では「地域通貨」による助け合いの取り組みを行っている。
- ・地域通貨とは、お互いに助け合い支えあう「善意の行為」を紙券という形に置き換え、サービスやモノと交換・代価できるようにし、助け合いを循環させるシステム。



4. 共同募金

共同募金は大切な福祉を支えるしくみです。日本では第2次世界大戦が終わった後の1947年に始まりました。戦争が終わって、民間の福祉施設・団体が資金に苦しんでいる時に、募金活動はスタートします。戦災孤児や身体の不自由な人が大勢いて、助け合うことが何よりも大切な時でした。

赤い羽根共同募金に協力している人は、みんながボランティアと言えます。「民間の福祉を応援したい」と、心から願う人たちの運動なのです。

協力の方法は次のとおりです。

○会社や学校、家庭で募金に協力します。

○道路や駅前で行われる街頭募金に、ボランティアとして参加します。

赤い羽根共同募金は、幅広く活用されています。寝たきりの高齢者の入浴サービスや食事サービス、身体の不自由な人たちが働く共同作業所、子どもたちの遊び場やおもちゃ図書館、そして特別養護老人ホームや児童養護施設など福祉施設や団体の活動など、福祉のあらゆる活動に生かされています。

募金では、こんなことができます

10万円…障害者やお年寄りのための車椅子1台の購入
250万円…目の不自由な人のための盲導犬1頭の育成

5. 民生委員・児童委員

◆ 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、「民生委員法」ならびに「児童福祉法」にその設置が定められています。また、民生委員・児童委員の中に児童印を専門として扱う主任児童委員が設置されています。

< 民生委員法第1条 >

「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」

基本的性格

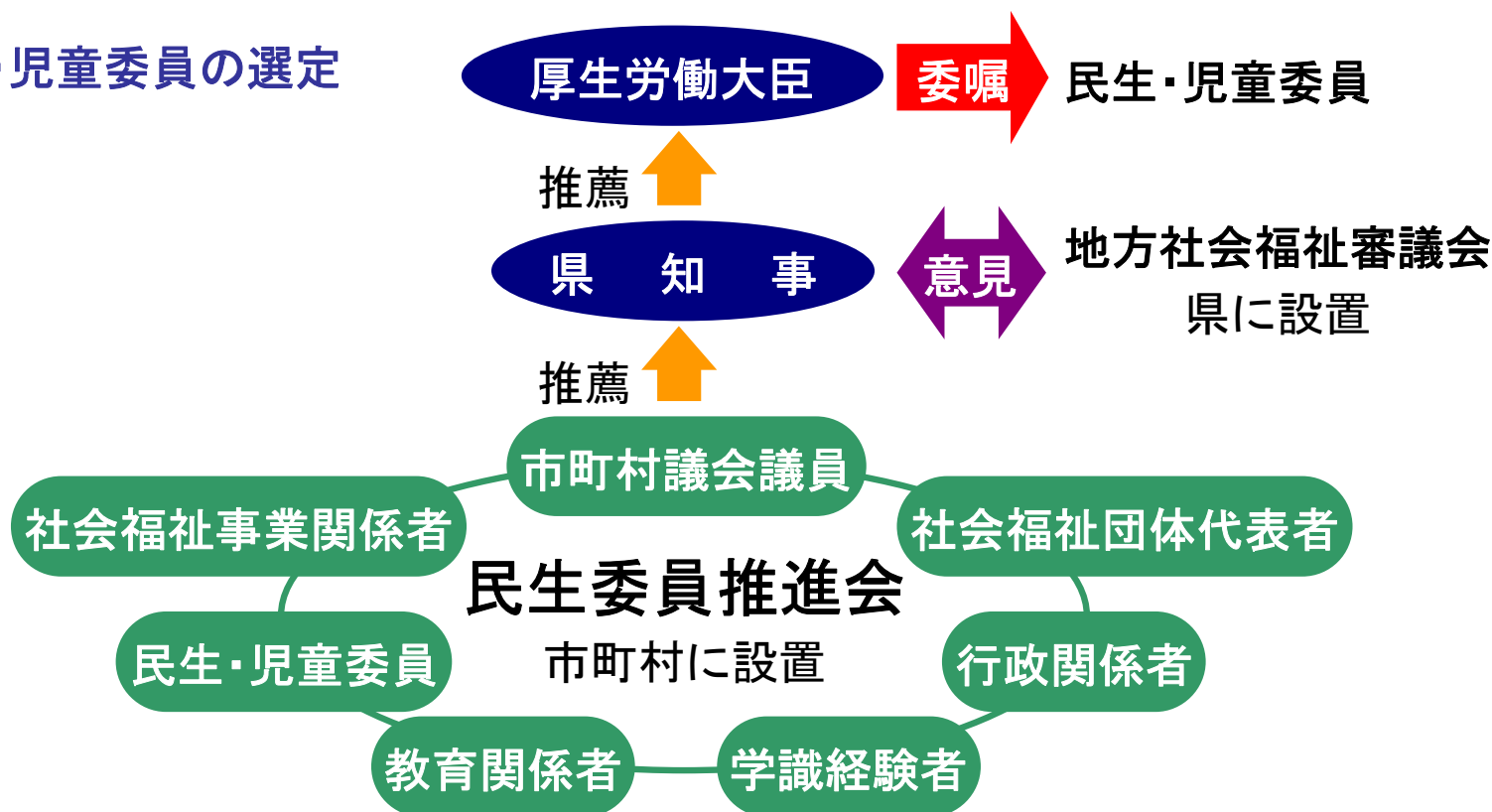
- ① **自主性**…常に住民の立場に立って、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行う。
- ② **奉仕性**…誠意をも地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力する。
- ③ **地域性**…担当区域を基盤として、適切な活動を行う。

◆ 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、「民生委員法」ならびに「児童福祉法」にその設置が定められています。また、民生委員・児童委員の中に児童問題を専門として扱う主任児童委員が設置されています。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年間です。

民生・児童委員の選定



◆活動の原則

民生委員・児童委員活動には3つの原則があります。

①住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民にもっとも身近なところで、住民の立場に立った活動を行う。

②継続性の原則

福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要であり、民生委員・児童委員の交代が行われても、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行う。

③包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくため、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行う。

◆活動内容

民生委員・児童委員活動には7つのはたらきがあります。

①社会調査のはたらき(福祉のアンテナ役)

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。

②相談のはたらき(福祉の世話人)

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じる。

③情報提供のはたらき(福祉の広告版)

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。

④連絡通報のはたらき(福祉のパイプ役)

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係機関に連絡し、必要な対応を促すパイプ役をつとめる。

⑤調整のはたらき(福祉の潤滑油役)

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。

⑥生活支援(支援体制づくり)のはたらき(福祉の支援役)

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

⑦意見具申のはたらき(福祉の代弁者役)

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民事協を通して関係機関などに意見を提起する。

6. 福祉推進員

◆福祉推進員

福祉推進員は、概ね自治会ごとに市町村社会福祉協議会が委嘱します。

福祉推進員は、近隣の住民に一声かけたり、民生委員・児童委員やボランティア・愛の輪協力員、地区社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと協力して、地域の福祉問題(ニーズ)を発見し、解決に結びつけるなどの役割があります。

◆活動内容

福祉推進員の役割

小地域福祉ネットワーク活動

- ①見守り・生活支援ネットワーク活動への参加
- ②小地域(地区・集落)での支援活動
- ③福祉問題の把握、関係機関への連絡
- ④住民への参加の呼びかけ
- ⑤福祉に関する情報の提供

①見守り・生活支援ネットワーク活動への参加

- ・見守り活動
- ・生活支援活動
- ・災害時等の緊急見守り活動

②小地域(地区・集落)での支援活動

- ・ふれあい・いきいきサロン
- ・食事サービス(配食・会食)
- ・ふれあい交流会などの企画運営

③福祉問題の把握、関係機関への連絡

- ・一人暮らしで話し相手がない
- ・介護保険を受けたいが手続きがわからない
…人を発見し、民生児童委員、社協、行政等へ連絡する。

⑤福祉に関する情報の提供

- ・介護保険制度、支援費制度等の福祉サービスの情報提供
- ・福祉サービス利用者の苦情を関係機関へつなぐ

④住民への参加の呼びかけ

- ・福祉座談会への参加呼びかけ
- ・ボランティア活動の啓発
- ・小地域福祉活動計画の策定

7. 愛の輪協力員

- ・鳥取県では、地域ぐるみの福祉活動の推進を図るため、「愛の輪協力員」が展開する地域福祉県民運動に取り組んでいます。
- ・愛の輪協力員は、要支援者一人に対して、一人を目標に市町村社会福祉協議会が委嘱します。
- ・愛の輪協力員は要支援者への声かけなど、要支援者が地域で安心して暮らせるように支援します。
- ・愛の輪協力員は基本的に要支援者一人を見守ります。つまり要支援者を細かに見守ることができ、もっとも要支援者に身近な存在であるといえます。

福祉推進員・愛の輪協力員の活動の心構え10ヶ条

- ＜第1条＞ 自分の家族の理解と協力を得ましょう。
活動を行うためには、まずは福祉推進員等の役割・活動内容について、自分の家族の理解と協力が必要です。
- ＜第2条＞ 活動を生活のリズムの中に取り入れましょう。
一度に多くのことをしようとすると無理がきます。生活のリズムの中で余裕をもって、できることから始めましょう。活動は継続性が必要です。
- ＜第3条＞ 相手の気持ちになって行動しましょう。
難しいことですが、大切なことです。「してやっている」という考えは禁物です。相手の人格を常に尊重することを忘れないことが必要です。
- ＜第4条＞ 約束は守りましょう。
活動の中で、約束したことはきちんと果たしましょう。福祉は信頼関係のもとに成り立つものです。
- ＜第5条＞ 秘密は守りましょう。
活動上で知り得た秘密(プライバシー)は、むやみに口外しないように気をつけましょう。

福祉推進員・愛の輪協力員の活動の心構え10ヶ条

- ＜第6条＞ まわりの人々の理解と協力を得ましょう。
実りある活動に結びつけるためには、近隣住民、ボランティアなどの理解と協力が不可欠です。
- ＜第7条＞ 民生委員・児童委員との連携に努めましょう。
自分の地域の民生委員・児童委員と日頃から連絡を密にしましょう。
小地域福祉活動では、民生委員・児童委員との協働が不可欠です。
- ＜第8条＞ 難しい問題は一人で抱え込んだり、判断・行動しないようにしましょう。
難しい問題は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政など関係機関と連携して問題解決に結び付けましょう。その際は、連携に必要な「ほうれんそう」を実行しましょう。
「ほう」＝報告 「れん」＝連絡 「そう」＝相談
- ＜第9条＞ 地域の社会資源を把握しましょう。
社会資源とは、施設や人、サービスなど、ニーズを満たすために利用できるものの総称で、いざという時にどうすれば良いかを考える材料になります。
研修会などに参加して、それらの情報を収集・把握しましょう。
- ＜第10条＞ 自分の活動を定期的に点検しましょう。
活動を点検することで、もっとよい方法が見つかったり、逆に見直さなければならぬ点が出てくるかもしれません。点検のためには、日々の活動を記録しておくことが必要です。

8. 福祉学習サポーター

◆福祉学習サポーターとは

福祉学習サポーターはそれぞれが活動する福祉・ボランティア活動の分野で、住民の立場で福祉理解を広げる役割があります。

学校における福祉教育の授業、市町村社協の講座など地域の福祉学習の場に参画し、「情報提供」や「技術指導」などの支援を行います。

